

令和 3年11月 5日

城陽市議会議長
谷 直 樹 様

提出者 城陽市議会議員
西 良 倫
谷 口 公 洋
若 山 憲 子

議 案 提 出 書

下記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

記

意見書案第4号 「病床削減推進法」の廃止を求める意見書

「病床削減推進法」の廃止を求める意見書

5月21日、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」、いわゆる「病床削減推進法」が成立した。

同法は、新型コロナウイルス感染症の拡大で医療逼迫が広がる中、消費税を財源とした補助金で病床削減を促進することを法定化するもので高度急性期・急性期を中心に約20万床も削減する計画であり、命の選別が迫られるような脆弱な医療体制をさらに後退させることは断じて許されない。第5波の状況は、この8月だけでも、警察庁発表で250人が入院できずに命を落としており、「自宅療養」としたその実態は全国で約13万5,000人が自宅を病室としたもので、多くの犠牲者を生むに至った。

また、全ての勤務医に過労死ラインの2倍にあたる年間1,860時間の時間外労働を容認する等、医師の異常な働き方を合法化し、過労死を増加させることも容認できない。

今もとめられるのは、医師・看護師の大幅増員で必要病床を確保し、勤務医の長時間労働を即時に是正すること、名指しされた436の公立・公的病院統廃合計画を中止し、感染症病床を含め地域医療提供体制を拡充することである。

については、国におかれては、逼迫した医療状況を更に危機的状況にする「病床削減推進法」を廃止し、医師・看護師の大幅増員、公衆衛生体制の大幅拡充など、感染症対策を抜本的に強化することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3年11月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
財務大臣	様
厚生労働大臣	様
内閣官房長官	様

城陽市議会議長 谷 直 樹